

はままつ子育てガイド広告募集要領

(目的)

第1条 この要領は、はままつ子育てガイドへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、はままつ子育てガイドとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、浜松市広告掲載要綱（平成18年12月5日施行）第4条及び浜松市広告掲載基準（平成18年12月5日施行）の規定に準ずるものとする。

2 前項のほか、浜松市内の認可保育施設（子ども子育て支援法第27条第1項にて定める「特定教育・保育施設」のうち、幼稚園を除いた施設をいう。）の名称及び認可保育施設を運営又は運営を予定している旨については掲載できないものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ A4判（縦277mm×横190mm）
- (2) 枚数 4頁
- (3) 色 4色刷り
- (4) その他 縦5mm×横10mm以上で「廣 告」と表示する。

(広告の掲載位置)

第5条 はままつ子育てガイドの表3と表4並びに表3対向ページを除く巻末4ページとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 子育て支援課長は、公募に代え、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載案内による募集をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、最低価格を子育て支援課長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を、指定する期日までに納付するものとする。ただし、子育て支援課長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第8条 はままつ子育てガイドへの広告掲載希望者は、広告企画書（第1号様式）により、直接又は郵送で、募集要項で指定する期間内に浜松市長（以下「市長」という。）に申し込むこととする。

(広告掲載の可否)

第9条 広告掲載の可否の決定は、第3条の規定に基づき、市長が行う。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等についてははままつ子育てガイド広告掲載決定通知書（第2号様式）又ははままつ子育てガイド広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が、複数あるときは、金額の高いものを優先する。また、同額の場合は、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を掲載した、はままつ子育てガイド広告掲載承諾書(第4号様式)又は契約書を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(完全版下原稿)を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿(完全版下原稿)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審議及び協議)

第12条 広告の内容及びデザイン等については、市及びはままつ子育てガイドの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議し、浜松市広告審査委員会の審査を経て、決定することとする。

2 デザイン等広告表現については、利用者が市の事業であると錯誤しやすいものは禁止する。

(広告内容等の変更要求)

第13条 市長は、広告の内容及びデザインが各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触しているときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(4) その他、はままつ子育てガイドへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告掲載決定後、以下の理由による場合は広告掲載を取り下げることができるものとする。

(1) 仕様書の大幅な変更により広告掲載の目的を達成することができないとき。

(2) 市の責めに帰すべき事由により広告掲載を履行することができないとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 印刷以降は、取り下げできない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に

係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第17条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を市に弁償することとする。

2 市は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、広告主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を広告主に弁償することとする。

(申込み停止)

第18条 広告主が第15条各号のいずれかに該当したとき又は広告掲載を辞退したとき、当該広告主は、同一年度において第8条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別にこども家庭部長が定める。

附 則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月15日から施行する。